

(農林中央金庫法の一部改正)

第四十九条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第五百九十三条」を「第五百九十五条」に改める。

(民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第五十条 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十九年法律第四十五号)の一部を次のようにより改正する。

第三条中商法の目次及び第五百六十七条の改正規定を削り、同法第五百二十六条第三項の改正規定の次に次のように加える。

第五百七十三条第二項を削り、同条第三項中「若しくは瑕疵又は荷送人の過失」を「又は瑕疵」

に、「運送人は、運送貨の全額を請求することができる」を「荷送人は、運送貨の支払を拒むこと

ができない」に改め、同項を同条第二項とする。

第三条のうち、商法第五百七十六条の改正規定、同法第二編第八章第三節中第五百九十二条の次

項を加える改正規定並びに同法第六百十三条规定第二項、第七百六十五条规定及び第七百九十八条第三

項の改正規定を削る。

第五百七十三条第二項を削り、同条第三項中「若しくは瑕疵又は荷送人の過失」を「又は瑕疵」

に、「運送人は、運送貨の全額を請求することができる」を「荷送人は、運送貨の支払を拒むこと

ができない」に改め、同項を同条第二項とする。

第三条のうち、商法第五百七十六条の改正規定、同法第二編第八章第三節中第五百九十二条の次

項を加える改正規定並びに同法第六百十三条规定第二項、第七百六十五条规定及び第七百九十八条第三

項の改正規定を削る。

第四条中「第五百七十六条(新商法第七百八十七条において準用する場合を含む。)」を「第五百七十三条第二項」に改め、同条第十

条ノ四とする改正規定中「第十八条ノ四を第十八条ノ五とし、第十八条ノ三を第十八

条ノ四とする改正規定中「第十八条ノ四を第十八条ノ五とし」を削る。

第三百三条のうち鉄道営業法第一 chapter 第十八条ノ四を第十八条ノ五とし、第十八条ノ三を第十八

条ノ四とする改正規定中「第十八条ノ四を第十八条ノ五とし」を削る。

第二条第一項第九号の五イ中「及び第四十七条の五第一項第一号」を削り、同項第二十一号中「利用する」を「実行する」に改める。

第二十条第二項第三号中「利用し」を「実行し」に改める。

第三十条第二項第一項中「複製又は翻案する」に改め、同項ただし書中「複製又は翻案の」を「複製の」に改め、同項第二項中「複製又は翻案された」を「複製された」に改め、「伴つて」の下に「いずれの方法によるかを問わず」を加える。

第三十条の三中「において」の下に「、いずれの方法によるかを問わず」を加える。

第三十条の四を次のように改める。

(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)

第三十条の四 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該著作物の性態に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合

二 情報解析(多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第一項第二号において同じ)の用に供する場合

三 前二号に掲げる場合のほか、著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用(プログラムの著作物については、当該著作物の電子計算機における実行を除く)に供する場合

第三十一条第三項中「図書館等」の下に「又はこれに類する外国の施設で政令で定めるもの」を加える。

第二号において同じ)の用に供する場合

第三十五条第一項中「使用」を「利用」に、「必要」を「その必要」に、「複製する」を「複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受け装置を用いて公に伝達するに改め、同項ただし書中「その複製の部数及び」を「当該複製の部数及び当該複製の部数及び」に改め、同条第二項中「公表された著作物については、前項」を「前項の規定は、公表された著作物について、第一項」に、「には」を「において」に、「(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む)」を行つことができる」を「を行つときは、適用しない」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により公衆送信を行ふ場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

第四十三条を削り、第四十二条の四を第四十三条规定とする。

第四十七条の見出し中「複製」を「複製等」に改め、同条中「展示する者」の下に「(以下この条において「原作品展示者」という。)」を加え、「これらの著作物の解説又は」を「これららの展示する著作物を上映し、若しくは当該展示著作物について自動公衆送信(送信可能化を含む。同項及び同号において同じ)を行つたために必要と認められる限度において、当該展示著作物を複製する」に改め、同条

を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

ただし、当該展示著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益